

委員会審査の報告

(9月定例会で委員会に付託された議案の審査を行いました。)

総務企画委員会 委員長 松徳 憲二

◆大洲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

説明 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にし、育児休業の取得要件の緩和と育児休業を取得しやすい職場環境を整備することを目的としている。

問 条例改正に至った法改正の背景は。

答 今回の法改正は、出産・育児等による労働者の離職を防止し、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するものである。本市でも男性職員の育児参加や、女性職員の活躍する機会の確保など、職員の仕事と家庭の両立を目指していきたい。

問 近年の男性職員の育児休業取得人数や取得率、将来的な男性の育児休業取得率の目標値は。

答 昨年度までの過去4年間で取得対象となる男性職員15人中、実際の取得者は2人であった。今年度は、3人の対象者のうち2人が取得している。

市独自の育児休業取得率の目標値は定めていないが、国は目標値として取得率30%を掲げているため、当面はこの数値を意識しながら、本市における育児休業の取得促進を図っていきたい。



《令和4年度大洲市一般会計補正予算》

◆市民会館費

説明 大洲市民文化会館建設事業における基本設計及び実施設計を委託する設計事業者を、公募型プロポーザル方式で選定することとし、民間の外部委員を含めた審査委員会を設置、開催するために必要な予算を計上したものの。

問 設計業者の選定にあたり、プロポーザル方式を採用した理由は。

答 業者決定は、一般競争入札、指名による総合評価方式、コンペ方式、プロポーザル方式と大きく分けて4つにその方法が絞られる。その中で、入札金額のみで決定する一般競争入札や対象を工事のみとしている総合評価方式は業務内容から適当ではなく、コンペ方式はその外観デザインの審査を行うのが主たる部分である。

これらに対し、プロポーザル方式は、設計会社の業務に対する組織体制、人材確保や業務への意欲、例えば業者から見る大洲らしさとは、といった発注者が求める審査項目を提案してもらい、それらを総合的に審査する方式である。文化会館のような規模の建物の設計業務では、プロポーザル方式が採用されていることが多く、しっかりとした業者に決定する方法として本方式とした。

問 審査委員会の概要は。

答 審査委員として専門的知識が必要であるため、建築関係の大学教授、プロポーザル方式の専門知識を有している国土交通省の職員、発注者側として市職員など5名を予定している。12月頃プロポーザルの公告を行い、審査委員会は随時行う予定としているが、1月から3月にかけて、プロポーザル参加表明事業者の資格審査、技術提案書の審査である一次審査、プレゼンテーション・ヒアリングの二次審査など4回開催することを想定している。

厚生文教委員会 委員長 武田 典久

◆大洲市アフタースクール条例の一部改正について

説明 旧肱川幼稚園を改修して大洲市アフタースクールひじかわを設置することに伴い、同施設に関する規定を追加するもので、本年10月の開設に向けて工事が進められている。

問 具体的な事業内容は。

答 当施設では、大洲市の家庭教育支援チーム「そよ風」が実施している相談業務や子育て講座と、現在、肱川小学校で実施している肱川児童クラブを移